

専門家派遣 補助率

●新興国事業

	指導先企業が日系企業（日本側出資あり）				指導先企業が100%現地資本のローカル企業 ※3	
派遣元企業の企業規模	中小企業	大企業	重点分野 ※1	指導先企業の国・地域	開発途上国	後発開発途上国 もしくは アフリカ
国庫補助率	2/3	1/3	1/2	国庫補助率	2/3	1
企業負担分 ※2	1/3	2/3	1/2	企業負担分 ※2	1/3	-

※1 大企業のみが対象で、通常1/3の国庫補助率を1/2に引き上げられる案件で以下のいずれかに該当するもの

- ① 開発途上国・地域の産業発展に大きく寄与する技術協力と認められるもの(新法人や新工場の立ち上げや先進的な新製品・新サービスの立ち上げの対応等(サプライチェーンの多元化・強靱化に大きく寄与する案件を含む))
- ② 海外進出先の対象国・地域がアフリカであるもの

※2 派遣元企業が負担。指導先企業に負担させる場合は覚書の締結が必要。

※3 派遣元企業の企業規模は問いません。

●ゼロエミ事業

派遣元企業の企業規模	中堅・中小企業	大企業
国庫補助率	1/2	1/3
企業負担分 ※2	1/2	2/3

・上記の負担のほかに、派遣実施分担金として補助対象経費総額の10%日本側企業(派遣元企業)に別途ご負担いただきます。

◆AOTS団体運営にかかる経費(運営賛助金)のご協力を別途お願いしています。